

焼津市競争入札参加資格停止措置要綱運用基準

第1 本文関係

1 入札参加資格停止について（第2条関係）

- (1) 資格停止措置は、別表各号に基づき定めた期間を対象とするものであることから、資格停止措置開始日前に落札決定した競争入札には適用されないものであり、また、たとえ契約締結日が資格停止措置開始日以降であっても、開始日前に落札したことによって得た事業者の契約締結の権利に変更を加えるものではない。
- (2) 建設工事、建設工事関連業務、役務の提供、物品の入札参加資格区分に複数登録をしている場合は、別表のいずれかに該当すれば全ての登録区分において資格停止措置を行うものとする。
- (3) 資格停止措置期間中の有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該資格停止措置の期間の始期は、現在の資格停止措置期間の満了日の翌日とする。また、資格停止措置の通知（第10条第1項）についても別途行う。
- (4) 第2項の「資格停止者」に対しての落札決定が行われていない場合における措置は、次のとおりとする。
 - ① 一般競争入札においては、入札参加申請書を受理し、確認通知書を送付した後であっても、入札への参加を拒否する。
 - ② 指名競争入札においては、指名通知書を送付後であっても、指名を取り消す。
- (5) 第2項の指名の取り消しは、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定による資格停止措置の通知の際に併せて通知するものとする。

2 下請負人及び共同企業体等に関する入札参加資格停止について（第3条関係）

- (1) 第1項の規定により資格停止措置の対象となる下請負人は、例えば当該事故発生現場に直接関与し、かつ、相当の安全管理上の措置を講じていれば事故の発生を防止することができたにも係わらず、これを怠ったものと認められる者等とする。
- (2) 下請負人のみが法令違反等で書類送検された場合でも、元請負人は発注者との関係において現場管理責任を免れないことから、下請負人の不適切な行為により措置要件に該当することとなった場合には、元請負人も資格停止措置の対象とする。
- (3) 第2項の「明らかに当該資格停止措置について責めを負わないと認められる」とは、分担施工型の共同企業体で責任工区が明確に区分されている場合など、有責構成員が明らかに特定できる場合等をいう。
- (4) 第3項の規定に基づく共同企業体等の資格停止措置は、資格停止措置中の有資格者を共同企業体等を通じて入札に参加させないための措置であり、既に対象である工事等の案件について開札済みであって新たな入札への参加が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないものとする。
- (5) 第3項の規定に基づく共同企業体等の資格停止措置は、資格停止措置中の有資格者を共同企業体等を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく資格停止措置については、第5条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- (6) 下請負人又は共同企業体の構成員が単独で措置要件に該当する行為を行い短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の資格停止措置の期間を超えてその資格停止措置の期間を定めることができるものとする。

3 資格停止期間の特例（第5条関係）

- (1) 第1項にかかる事例として、安全管理の措置の不適切により、公衆に負傷者を生じさせ、かつ工事等の関係者にも負傷者を生じさせた場合は、別表1第5号と第7号に該当することになり、当該事案での資格停止措置基準の期間にあつては、短期、長期いずれも該当する措置基準の期間における長い期間を採用し、1月以上6月以内とすることを定めたものである。
- (2) 第2項にかかる判断として、有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格停止措置を行う前のもの又は有資格者でない期間に発生したものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (3) 第3項及び第5項の「情状酌量すべき特別の事由」とは、例えば、公衆損害事故及び工事関係者事故が安全管理の不適切により発生したため資格停止措置を行う場合に、その事故の原因として受注者の従業員個人の責に帰すべき事由、被害者（公衆）の過失又は被害者の負傷の程度が軽いと認められるときなどを指すものとする。
- (4) 第4項、第5項及び第6項の「極めて悪質な事由」とは、例えば、独占禁止法違反や贈賄事件を何度も繰り返したり、その首謀者であったり、故意に欺いて契約を締結し、又はしようとして、現場の安全体制確立を指示しているにも係わらず、これを怠って死傷事故を起こす等の場合を指すものとする。

また、「極めて重大な結果」とは、公衆若しくは関係者多数に死傷者を生じさせ、又は広範囲にわたり公衆に被害を与えた場合、或いは当市事業に多大な支障を来した場合等を指すものとする。

4 資格停止措置の解除（第7条関係）

- (1) 既に資格停止措置が終了したものについては解除の対象としない。
- (2) 第1項の「責めを負わないことが明らかとなったと認めたとき」とは、例えば贈賄容疑で逮捕されたが立件できずに釈放された場合（処分保留による釈放は含まない。）等を指すものとする。
- (3) 第2項の資格停止措置の解除を求めるときの申請方法は、次のとおりとする。
 - ① 申請受付は、随時受付とし、郵便の送達又は持参とする。
 - ② 申請先は、入札参加資格登録事務を所管する課とし、資格停止措置の解除に関する事務処理を行うものとする。
 - ③ 申請書様式は、任意とする。ただし、申請書の表題には「資格停止措置解除申請書」と記載のうえ、申請者名、所在地、連絡先及び資格解除の対象となる資格停止措置中の有資格者名称を記載するものとする。
 - ④ 添付書類等は、資格停止措置の解除要件となる事項を証明できる破産手続開始の決定がなされる日を証明する公告の写しなどを添付するものとする。
- (4) 前号の申請に基づき、書類等の不備がないときは、契約検査課において解除要件に該当するか否かの判断を行った上で速やかに決裁を行い、解除要件に該当すると判断した場合は、決裁日の翌日から資格停止措置を解除するものとする。この場合において、要綱第10条に定める入札参加資格停止措置解除通知書（第5号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- (5) 前号において解除要件に該当しないと判断した場合は、決裁日の翌日をもって解除要件に該当しない旨を通知するものとする。

5 独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止措置の期間の特例（第8条関係）

- (1) 資格停止措置期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期

加重措置の後、加重するものとする。

(2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

(3) 第5号の「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものとする。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。別表2第2号及び第3号の「他の公共機関の職員」についても同様とする。

6 資格停止措置の通知（第10条及び第15条関係）

資格停止措置の通知を行う者並びに資格停止措置を行わない場合の書面又は口頭による警告若しくは注意の申し渡しを行う者は、入札参加資格登録事務を所管する部長とする。

第2 別表関係

1 虚偽記載（別表1第1号）

虚偽記載に関連して、私文書偽造等の罪により逮捕等された場合には、別表2の「不正又は不誠実な行為」を適用する。

2 過失による粗雑履行等（別表1第2号及び第3号）

別表1第2号の「過失による粗雑履行等」とは、次のような場合を指すものとする。

- (1) 建設工事においては、焼津市建設工事検査規程（平成6年焼津市訓令甲第9号。以下「検査規程」という。）第10条に基づく工事成績の評定の結果、工事成績が劣ると認められた工事（工事成績が59点以下の工事。以下「粗雑工事」という。）を施工した場合又は会計検査院等により不良工事として指摘された工事及び事故等によって重大なかしが発見された工事を施工した場合などをいう。なお、低入札価格調査を経て契約した工事において、粗雑工事が生じた場合、入札参加資格停止期間を、通常の工事より加重し、3カ月以上とする。
- (2) 建設工事以外の契約に係るものにおいては、履行確認等により何らかの欠陥が発見され、それが相手方の不注意によって起こされたものである場合をいう。
- (3) 一般発注契約等の過失により粗雑に履行したものにおけるかしが重大であると認められるのは、重大な過失によりほとんど治癒し難い、かしの結果をもたらした場合などを指し、建設工事については原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

3 契約違反（別表1第4号）

第4号の措置要件に該当する行為は、第2号の過失による粗雑な履行以外のもので、次のような事例などの信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 正当な理由がなく、契約を締結又は履行しない場合
- (2) 正当な理由がなく、契約の締結や履行が遅れたときで、故意による場合や重大な過失があった場合、若しくは本市事業に支障を来した場合
- (3) 必要な報告を怠った場合
- (4) 監督・検査業務に非協力的な場合、或いは改善要請や指示に従わなかった場合

4 事故に基づく措置基準（別表1第5号から第8号まで）

公衆損害事故又は工事等関係者事故が次の(1)又は(2)に該当する事由により生じた場合は、

原則として、資格停止措置を行わない。

- (1) 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
- (2) 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

5 市等発注契約における安全管理措置の不適切な判断等（別表1第5号及び第7号）

- (1) 市等発注契約における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、次の場合とする。
 - ① 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
 - ② 受注者の現場代理人や担当技術者等が、刑法や労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (2) 市等発注契約の履行に当たり、公衆損害事故を発生させた場合の措置基準は次のとおりとする。

区 分	履行体制の不備	履行体制の著しい不備
損 害	口頭注意 ～ 2 カ月	2 カ月 ～ 3 カ月
負 傷	文書注意 ～ 3 カ月	3 カ月 ～ 5 カ月
死 亡	2 カ月 ～ 4 カ月	4 カ月 ～ 6 カ月

- (3) 市等発注契約の履行に当たり、工事等関係者事故を発生させた場合の措置基準は次のとおりとする。

区 分	主として作業員の責	履行体制の不備	履行体制の著しい不備
負 傷	口頭注意	文書注意	2 週間 ～ 1 カ月
1 名死亡	文書注意	2 週間 ～ 1 カ月	1 カ月 ～ 2 カ月
2 名死亡	文書注意	1 カ月 ～ 2 カ月	2 カ月 ～ 3 カ月
3 名以上死亡	文書注意又は2 週間	2 カ月 ～ 3 カ月	3 カ月 ～ 4 カ月

6 一般発注契約等における安全管理措置の不適切な判断等（別表1第6号及び第8号）

- (1) 一般発注契約等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該事故の現場代理人や担当技術者等が、刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
- (2) 一般発注契約等の履行に当たり、公衆損害事故を発生させた場合の措置基準は次のとおりとする。

区 分	期 間
損 害	文書注意 ～ 1 カ月
負 傷	1 カ月 ～ 2 カ月
死 亡	2 カ月 ～ 3 カ月

- (3) 一般発注契約等の履行に当たり、工事等関係者事故を発生させた場合の措置基準は次のとお

りとする。

区 分	期 間
負 傷	文書注意 ～ 2週間
1名死亡	2週間 ～ 1カ月
2名以上死亡	1カ月 ～ 2カ月

7 独占禁止法違反行為及び競売入札妨害又は談合（別表2第4号から第6号）の措置基準

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次の①から④までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに資格停止を行うものとする。
 - ① 排除措置命令（独占禁止法違反行為の公表を含む。）
 - ② 課徴金納付命令（課徴金減免制度の適用公表を含む。）
 - ③ 刑事告発
 - ④ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (2) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに資格停止を行うものとする。
- (3) 別表2第4号及び第5号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表2第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第5条第3項の規定を適用するものとする。
- (4) 市内において不正行為が行われた場合は、資格停止期間の短期を1カ月加重するものとする。

8 業務（別表2第4号及び第10号）

この場合の「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいう。

9 業法違反行為（別表2第8号及び第9号）

この場合の「事業に係る法令」とは、当該事業を所管する法令を指し、例えば建設工事業者にあつては建設業法を指すものである。加えて契約の相手方として不相当であると認める事例は次のとおりである。

- (1) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が事業に係る法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 事業に係る法令の規定に違反し、監督官庁から営業停止等の監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。）

10 不正又は不誠実な行為（別表2第10号及び第11号）

- (1) 別表2第10号の「業務に関し不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいう。
 - ① 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - ② 市等発注契約に関して、落札決定後の辞退（低入札価格調査の対象となった者の辞退や事後審査型入札における事後審査辞退を含む。）や有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
 - ③ 市等発注工事の履行に当たり、検査規程による成績評定の結果、評定点合計が67点以下の

やや劣ると認められる工事（以下「準粗雑工事」という。）を施工した者が、再び準粗雑工事を施工するなど、施工体制に改善がみられない場合

- ④ 市等発注契約の履行に当たり、事故等を発生させ文書による警告又は注意を受けた者が、その注意又は警告を受けた日から1年を経過するまでの間に、再び文書による警告又は注意を受けるべき事故等を発生させた場合

(2) 別表2第11号は、代表役員等の犯罪行為について定めたものであり、私的行為であっても、これらの者の社会的責任に照らして、当該有資格者が市等発注契約の相手方として不適切であると判断されることになった場合には資格停止措置の対象とする。

(3) 別表2第11号の「拘禁刑以上の刑」とは、拘禁刑、死刑をいい、罰金、拘留、科料は含まれないものとする。

11 成績評定の結果、不誠実な行為として扱う基準

(1) 10(1)③に規定する施工体制に改善がみられないと認められ、「業務に関し不誠実な行為」に該当するものとは、次のいずれかに該当する場合をいう。

① 準粗雑工事の検査結果通知後1年を経過するまでの間に、同一の主任技術者等の管理において、再び準粗雑工事の評定を受けたものであること

② 前号のほか、準粗雑工事の検査結果通知後1年を経過するまでの間に、当初の準粗雑工事のほか複数の準粗雑工事の評定を受けたものであること

(2) 前項の基準に該当し、資格停止措置を行う場合の停止期間は、停止期間の短期に対して第5条第3項を適用し、2週間とする。この場合においては、第5条第2項第1号の規定は適用しない。

12 文書注意措置の加重措置の際の資格停止措置期間

(1) 10(1)④に規定する場合の資格停止措置期間は、停止期間の短期に対して第5条第3項を適用し、2週間とする。この場合においては、第5条第2項第1号の規定は適用しない。

第3 通知等の廃止

次の通知は廃止する。

焼津市建設工事等入札参加資格停止要綱の運用について（平成19年3月27日付け焼14-371号契約管財課通知）

附 則

この運用は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この運用は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年6月1日から施行する。